

戸籍、印鑑証明も！コンビニ交付をご利用ください

住民票、所得・課税証明書は

コンビニで！

マイナンバー
カードと



いつでも

毎日6時30分から23時

仕事帰りや休日に取得でき便利。
(年末年始などメンテナンス時を除く)



どこでも

全国どこでも

最寄りのコンビニ等に設置のマルチコピー機(キオスク端末)で取得。
(取得方法は裏面で)



コンビニ交付とは、マイナンバーカードを利用して住民票や印鑑登録の証明書などをコンビニ等のマルチコピー機(キオスク端末)から取得できるサービスです。

コンビニ交付の利用には
マイナンバーカードと
数字4ケタの暗証番号
が必要です。



「通知カード」では利用できません。

※暗証番号は、市役所・各支所で再設定できます。

コンビニ等で取得できる証明書と手数料

	証明書の種類	手数料
妙高市に住民登録のある方	住民票の写し 〈本人及び同一世帯員の住民票〉	300円
	印鑑登録証明書 〈印鑑登録している本人の証明書〉	300円
	所得・課税証明書 〈本人の証明書(最新年度のみ)〉	300円
	課税(非課税)証明書 〈本人の証明書(最新年度のみ)〉	300円
	戸籍全部事項証明書・個人事項証明書 〈現在の戸籍(妙高市に本籍がある方)〉	400円
	戸籍の附票の写し 〈現在の戸籍(妙高市に本籍がある方)〉	300円

※所得・課税証明書、課税(非課税)証明書は、未申告等の理由で発行できない場合があります。

妙高市外に住民登録していて、妙高市に本籍があるかたは、事前に「本籍地交付サービス」の利用登録申請をすることで、戸籍全部事項証明書・個人事項証明書、戸籍の附票の写しが取得できるようになります。

コンビニでの証明書取得方法



店舗に設置されているマルチコピー機(キオスク端末)の画面の「行政サービス」ボタンを押すと、利用開始となります。
※代表的な端末の画面イメージです。ご参考ください。

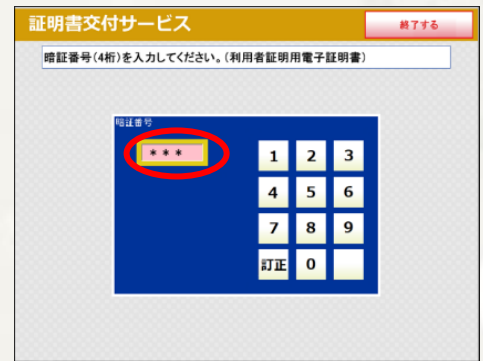
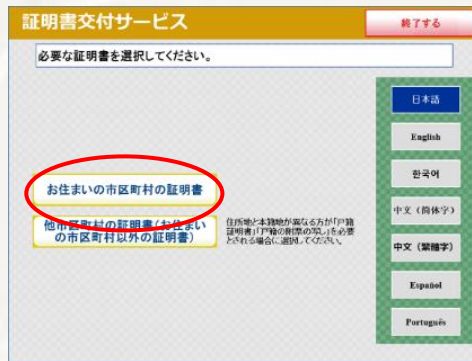
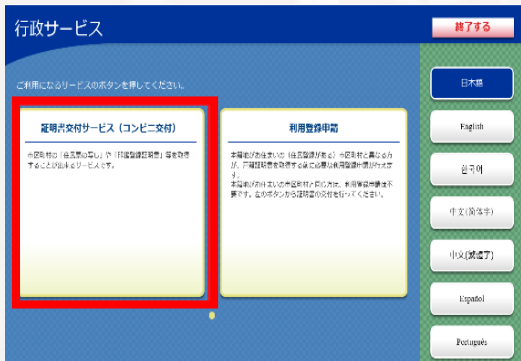
画面イメージ



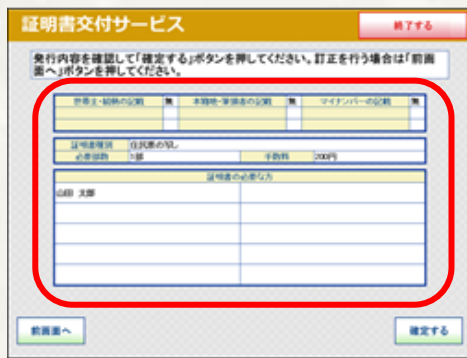
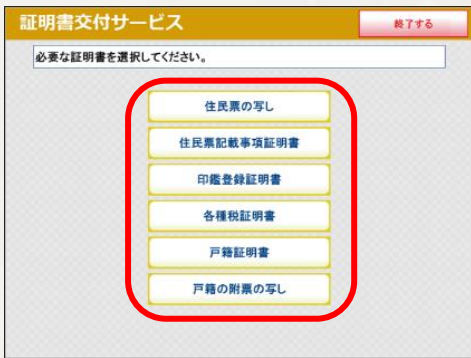
操作画面

大まかな操作の流れは下記の通りです。
マルチコピー機を操作する場合は、画面の案内に従って操作してください。

- ①「証明書交付サービス」を選択し、マイナンバーカードを所定の場所に設置。
- ②「お住まいの市区町村の証明書」を選択
- ③マイナンバーカードの交付時に設定した数字4ケタの暗証番号を入力。



- ④必要な証明書を選択し、必要部数を入力。
- ⑤発行内容を確認し、料金を投入口に入金。
- ⑥証明書ができあがります。証明書、マイナンバーカード、お釣りの取り忘れにご注意ください。



【問い合わせ】

妙高市市民税務課市民窓口グループ
TEL 0255-74-0009(直通)



令和4年1月から市役所・各支所にもマルチコピー機を設置しています。ぜひ、ご利用ください。

